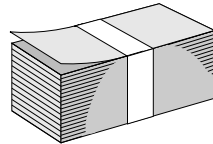


# いやでもわかる! 退職金の問題と改革

集中講座

## 第 3 回目

### 自社の退職金制度を分析する(2) 企業年金および債務の把握



#### 企業年金とは？

**Question 1** 前回の分析によって、当社の制度内容が少し分かってきました。ところで、当社では退職金の支払い準備として適格年金を実施しています。まず適格年金とはどういうものか、その基本を教えてください。

**Answer 1** 適格年金を含む企業年金については第 1 回目の時に「最近の企業年金事情」として説明しましたね。今回はさらに制度内容に踏み込んで理解しましょう。

貴社は適格年金を実施していますが、企業年金は他にもありましたね。第 1 回目の復習になります。従来は適格年金は2012年をもって廃止となり、新しく導入された確定拠出年金と確定給付企業年金、それに従来からある厚生年金基金の 3 つが企業年金の新しいラインナップでした(11月号p100参照)。ところで、適格年金はすでに将来の廃止が決まっており、いまさら適格年金の内容を細かく調

べる必要はないのではないか、と思われるかもしれませんが、それは違います。なぜなら、適格年金の移行先を考えるにあたって、今の適格年金の実施状況を見無視して先のことを考えることはできないからです。すなわち、適格年金の移行は、現在の制度内容や資金状況に大きく左右されるため、適格年金の財政把握は、移行先検討をする際の必須条件といえます。

では、実際に適格年金の内容を分析してみましょう。そもそも適格年金とは、正式には「税制適格退職年金」といい、国税庁のガイドラインでは以下のように説明されています。

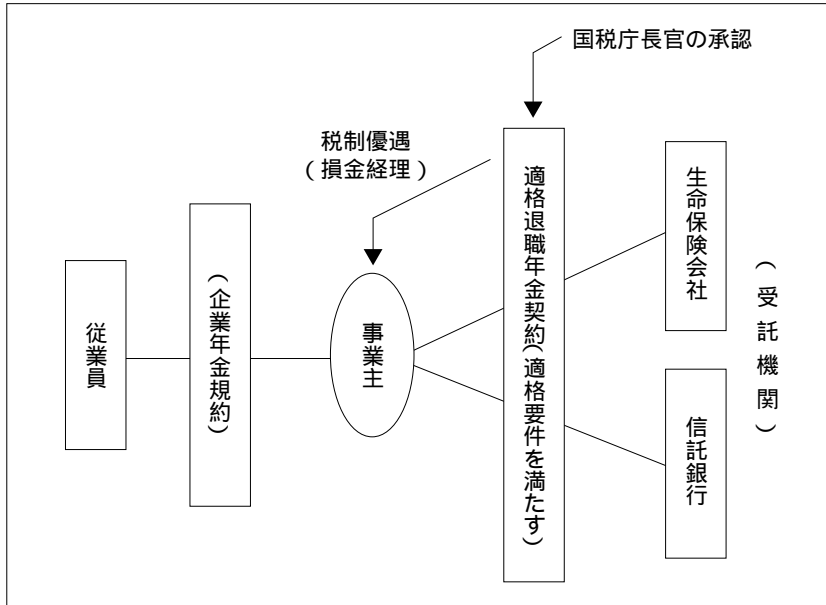
## 6 ステップ

- 第 1 回目  
今なぜ退職金制度が問題視されているのか
- 第 2 回目  
自社の退職金制度を分析する(1)  
規程と要支給額の把握
- 第 3 回目  
自社の退職金制度を分析する(2)  
企業年金および債務の把握
- 第 4 回目  
退職金制度を見直す(1)  
方針検討とスキームづくり
- 第 5 回目  
退職金制度を見直す(2)  
改革プランづくり
- 第 6 回目  
退職金制度改革を進める上でのポイント

適格退職年金契約とは、使用人に対する退職年金の支給を目的とした信託、生命保険又は生命共済の契約で、その契約に係る掛金等及び給付の額が適正な年金数理に基づいて算定されていることなどの一定の要件を備えているものとして国税庁長官の承認を受けた契約をいいます。(国税庁ホームページより抜粋)

そして、下線部の一定の要件は、法人税法施行令附則第16条に定められ、この要件を満たせば損金経理という税制上の優遇措置が与えられる仕組みとなっています【図表 1】。

【図表 1 一般的な適格年金の例】



### 適格年金の財政状態を知るには？

**Question 2** 当社の適格年金は生命保険会社と契約しているようです。前任者によれば、半年前に生命保険の担当者が来て、当社の適格年金の積立不足についての説明をしていたそうです。私もそのときの資料を見たのですが、難しい専門用語や数字が並んでいてよく分かりません。「解説」の必要性はあるのでしょうか。

**Answer 2** 適格年金は会社が従業員のために拠出し、いわば退職金・年金の積立を行うものです。一方、社員が定年や自己都合などで退職する場合には、適格年金から支給されることとなり、その資金の出入りは契約している受託機関が管理しています。すなわち適格年金は、会社が実施する退職金・年金制度の運営を外部に委託している形態ともいえますね。そこで適格年金を運営する上では「財政」という考え方が出てきます。つまり「年金財政が良い」

「積立不足が膨らみ財政が悪化している」という言い方がそれです。認識しておかなければならないのは、適格年金は「確定給付タイプ」の年金制度であるということです。規程によって算定される給付を守り、そのために積立（掛金拠出）をするというのが前提になっています。したがって給付に見合う必要な積立をしつつ、途中で財政状態に異変が生じたら、掛金変更などの修正をしながら運営していかなければなりません。適格年金では一定期間（通常5年）ご

とに財政再計算を行い、予定利率や掛金の見直しを行うこととなっています。なお、予定を組む際的前提となる基礎率としては予定利率・予定死亡率・予定脱退率・予定昇給率があります。

では具体的な財政を見てみましょう。適格年金の財政状態を知るには、受託機関が作成する適格年金の決算書を見る必要があります。これは毎年作成されますので、直近の決算書を探してそれを分析してみましょう【図表 2】。

分析の観点としては、次のことを押さえておきましょう。やや専門用語が多いので、注意深く分析してみてください。

#### 適格年金決算書分析の観点

予定利率はどのように組まれているか？

適格年金は企業が拠出した掛金を市場で運用することによって必要資金を満たしていきます。「予定利率」はその時の想定利回りのことで、法人税法施行規則に規定された「基準金利」を下回ってはならないこととなっています。

一般勘定か特別勘定か？

「一般勘定」「特別勘定」とは、主に生命保険会社の資金運用に関する専門用語です。簡単に言うと、「一般勘定」とは一定の利回りは保証されている契

約、「特別勘定」とは利回りの保証がない代わりに運用次第では高いパフォーマンス（収益）が得られるという違いがあります。現在の積立不足の拡大は「特別勘定」の運用悪化によるものともいえるでしょう。

過去勤務債務（積立不足）の占める割合はどれくらいか？  
過去勤務債務等の現在額 ÷（責任準備金 + 支払備金）  
で求めます。【図表 2】の例によれば、26.7%に達しています。昨今の状況では平均して30～40%の積立不足がみられます。

一人当たり月額掛金はどれくらいか？ またそのうち、過去勤務債務に関わる負担はどれくらいか？

損益計算書にある「掛金収入」が会社が拠出した掛金の1年分です。そこで、その金額を社員数で割りかつ12ヵ月で割ると、一人当たりの平均月額掛金が計算できます。なおその中には、通常の掛金以外にも過去勤務債務（積立不足）を償却（穴埋め）するための掛金も含まれている場合が多いので、年金契約書によりそのウェイトを確認しておいてください。

正味の運用利回りは何パーセントか？ 予定利率との乖離はどれくらいか？

【図表 2 決算書の読み方】

借方		貸方	
保険料積立金	30,000	責任準備金	70,000
年金信託受益権	25,000	支払備金	5,000
過去勤務債務等の現在額	20,000	超過積立金	0
合計	75,000	合計	75,000

積立資産残高で、保険料積立金...生保年金信託受益権...信託銀を表します

将来の給付を維持するために積み立てておくべき金額の合計です

いけゆる積立不足です。  
過去勤務債務 = 責任準備金 - 支払準備金 - (保険料積立金 + 年金信託受益権)

借方		貸方	
一時金	6,000	期始積立金	52,550
事務費	250	掛金収入	8,000
信託報酬	200	保険収益	500
特別法人税	0	信託収益	400
期末積立金	55,000	合計	61,450
合計	61,450	合計	61,450

生保・信託に払った、それぞれの管理・運営費用です。

会社が1年間に負担した掛金の合計額です

それぞれ 生保・信託の年金運用収益です

いけゆる年金資産総額で 次年度の「期始積立金」として繰り越します

$$\text{「正味運用利回り」} = \frac{(\text{保険収益} + \text{信託収益}) - (\text{事務費} + \text{信託報酬} - \text{特別法人税})}{(\text{期始積立金} + \text{期末積立金}) \div 2} \times 100$$

【図表 2】の決算書で計算すると、0.84%となり、仮にこの適格年金契約の予定利率が5.5%だとすると、そのギャップがそのまま積立不足となることが分かります（11月号p103参照）。また企業年金によっては、運用益どころか運用マイナスとなっているところもあるくらいで、ここ数年は非常に財政が悪化しています。

適格年金の資産は、現時点で会社都合・自己都合で全員退職した場合の試算額に対してどれくらいか？

前回の分析で、会社都合・自己都合の要支給額を計算しました。それに対して適格年金資産がどれくらいあるかは、今後適格年金の移行を考える際のポイントとなります。

積立不足が発生すると……？

**Question 3** 先生のおっしゃる適格年金決算書の見方に沿って私も計算してみましたが、やはり積立不足が34%になっていました。積立不足が発生すれば、どこかで穴埋めしなければならないということでしょうか。そうすると掛金がアップしますね。

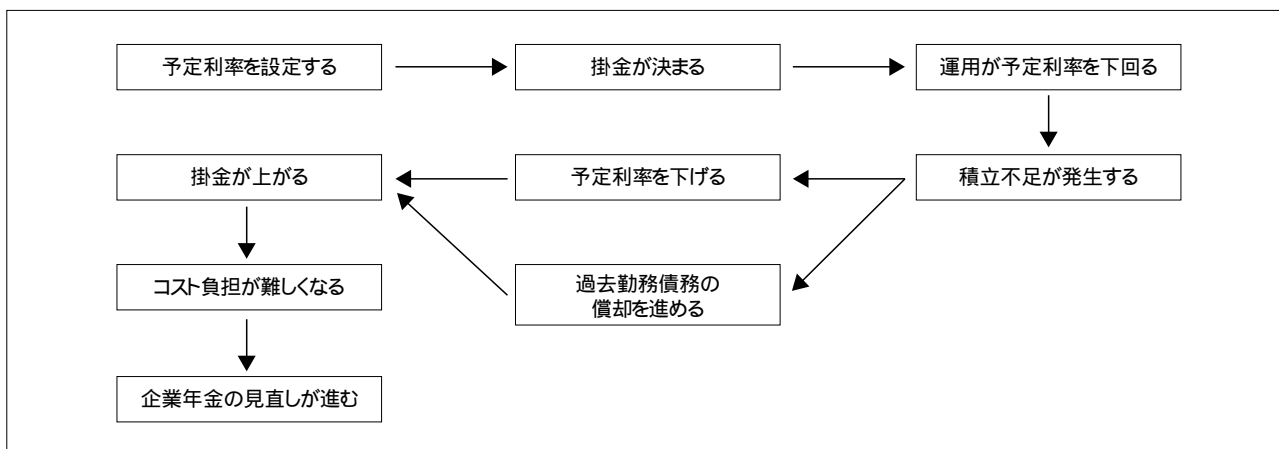
**Answer 3** はい、まさしくその通りです。初めて算出されたと思いますが、よくできましたね。すでに理解済みのようですが、適格年金の必要積立額を満たすためには、運用による利息収益を確保す

るか、掛金を上げて元本を積み増すかしかありません。それには、予定利率を引き下げる、過去勤務債務の償却率を上げるなどの方法がとられます。

実はこれは適格年金に限らず、

確定給付タイプといわれる他の制度（確定給付企業年金、厚生年金基金）も本質的にはすべて同じことです【図表3】。当然ながら掛金を上げるとそのまま会社の決算書に影響が出ます。現在のような不況といわれる状況が続く中で、企業年金の掛金を上げるのは経営上難しいですよね。そこで、積立不足の生じない確定拠出タイプが脚光を浴びているのです。

【図表3 企業年金（確定給付タイプ）が収益を圧迫するカラクリ】



適格年金の財政が悪化すると……？

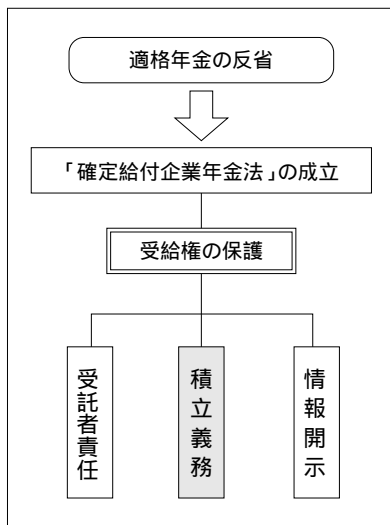
**Question 4** 企業年金で本当に恐ろしいんですね。これほど大きな問題があるのに、今まであまり内容を知らなかったのが恥ずかしいくらいです。もっと勉強しないといけないことが分かりました。ところで、適格年金はもしこのような積立不足があった場合には、必ず穴埋めしないといけないことになっているのでしょうか。掛金のコストを抑えるために、もし放置しておいたらどうなるのでしょうか。

**Answer 4** 「もっと勉強しないといけない」というのは良い心掛けだと思います。実際には、企業年

金の担当者でも、その専門的内容についていけずあまり中身を把握していない人も多いのです。また

受託機関（生命保険会社・信託銀行）の方でも、あまり懇切丁寧には説明していないようです。なぜだか分かりますか？ 受託機関は単に運営を請け負っているだけでなく、実際に資金運用をしているのですが、今のような低い運用実績では契約企業に実質的な損失を与えているとの見方もできま

【図表 4 適格年金と確定給付企業年金】



す。ですから生保などの担当者もあまり積極的には情報提供をしてくれないようです。であればなおさら、年金の仕組みや財政状態を理解しておかなければなりませんね。

ところでご質問にあるように、適格年金の積立不足の償却については、受託機関との契約内での個別の決め事になりますので、穴埋めの義務に関する公的な規定はありません。逆にその部分が弱かったために適格年金そのものが制度疲労を起こしたともいえます。新しい確定給付企業年金では、適格年金への反省から、このような積立不足を放置させないために「受給権の保護」として積立義務が強化されることとなりました【図表 4】。

また「積立不足を放置しておくとうなるのか」についてですが、確かに掛金を一定に抑えながら適格年金を継続することは不可能で

はありませんが、それは本来積み立てておくべきカネを出し惜しみして先送りしているだけのこととなります。

【図表 2】の年金財政の決算書にある「責任準備金」というのが現在確保しておくべき金額ですので、それを放置しておけばおくほど、将来に負担がかかることとなります。財政の健全化という点では、やはり必要資金はきちんと積み立ておくべきです。

なお、責任準備金は基礎率次第で変わってきます。責任準備金の計算は、

将来発生する給付額の現在価値  
- 今後見込まれる掛金の現在価値  
から算出されることとなっています。そこには、将来どれだけの退職発生見込みがあるか、どれだけの昇給見込みがあるか、など基

礎率が設定されており、基礎率が果たして適正かどうかは受託機関に対して見直しをかけてもよいでしょう。もしかしたら、現実とかけ離れた基礎率となっているため、見た目の積立不足が膨らんでいらぬ心配をしているかもしれませんよ。

このようなカラクリを知った上で、私どもには積立不足に対しどう対処すべきかの相談が頻繁に持ち込まれます。特に適格年金の移行問題を意識した上で、今掛金を上げるべきか維持すべきかは経営判断を要するところです。

私どもでは、「見た目の積立不足に惑わされずに、本質的な問題解決をすべきである」ということを根本に据えながら対策を考えています。

### 退職金の問題解決とは？

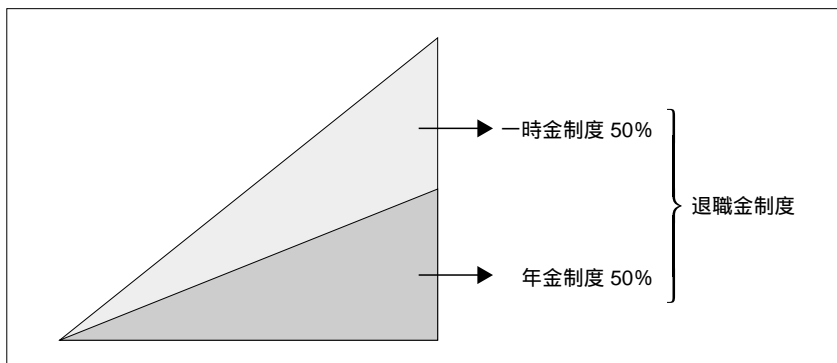
**Question 5** 当社は今かなり業績が悪いし、また資金の余裕もないので、おそらく掛金を上げるのは難しいような気がします。トップもそのような判断をしているのではないのでしょうか。いずれにせよ年金の積立不足は早く解消したいものです。積立不足が解消されれば、退職金に関する問題は解決すると考えていいのでしょうか。

**Answer 5** やや難しい質問ですね。では、退職給付債務という考え方を紹介しながら一緒に考えてみましょう。

第 1 回目を思い出してください。会社の退職金制度と企業年金

制度とは会社によって一致していたり、内ワクだったり、年金制度の導入方法はさまざまであることを述べました。仮に、企業年金を退職金制度の50パーセントの位置づけで導入していたとすると、

【図表5 退職金制度の一例】



制度としては一時金制度50%、年金制度50%ということになります【図表5】。今まで論じていたのは、50%の年金制度に対する積立不足についてでしたが、図のような制度形態をとっているところでは、年金以外に一時金に対してもなんらかの措置をとらなければなりません。そしてこれまで一時金制度に対しては、「退職給与引当金」という税制措置が取られてきましたが、これも原則4年（中小企業

では10年）かけて取り崩しを行わなければならない、一時金に対する決算書上の対策を別途考えなければならなくなりました。

ここで登場するのが「退職給付債務」という考え方です。年金制度の債務は明らかに負債でしたが、一時金にも潜在的な負債があり、退職給付債務ではこれを会計上明らかにしていきます。いわば「隠れ負債」（簿外債務）を表に出す作業ともいえるでしょう。

#### 一時金にも積立不足はあるのか？

**Question 6** 年金の積立不足ばかり気にしていたのですが、一時金に対する積立不足もあるということですか。でも一時金は特に積立をしていませんし、積立不足という概念そのものがあまりピンときません。そういえば前回の分析で、今仮に全員が退職した場合の「要支給額」を計算しましたが、それが積立不足ということでしょうか。

**Answer 6** いい線いっていますよ。しかしもう少し正確に把握してまいりましょう。まず「積立不足」という表現は適切ではありません。

なぜなら一時金制度の部分をご指摘のように特に積立をしているわけではないので、「資金の積立」ではなく「会計上の処理」

を行うことになるからです。このような会計処理のことを「退職給付会計」と呼び、退職給付債務はそこから出てくる概念です。

会計処理の手順は、

退職給付債務の大きさを把握する

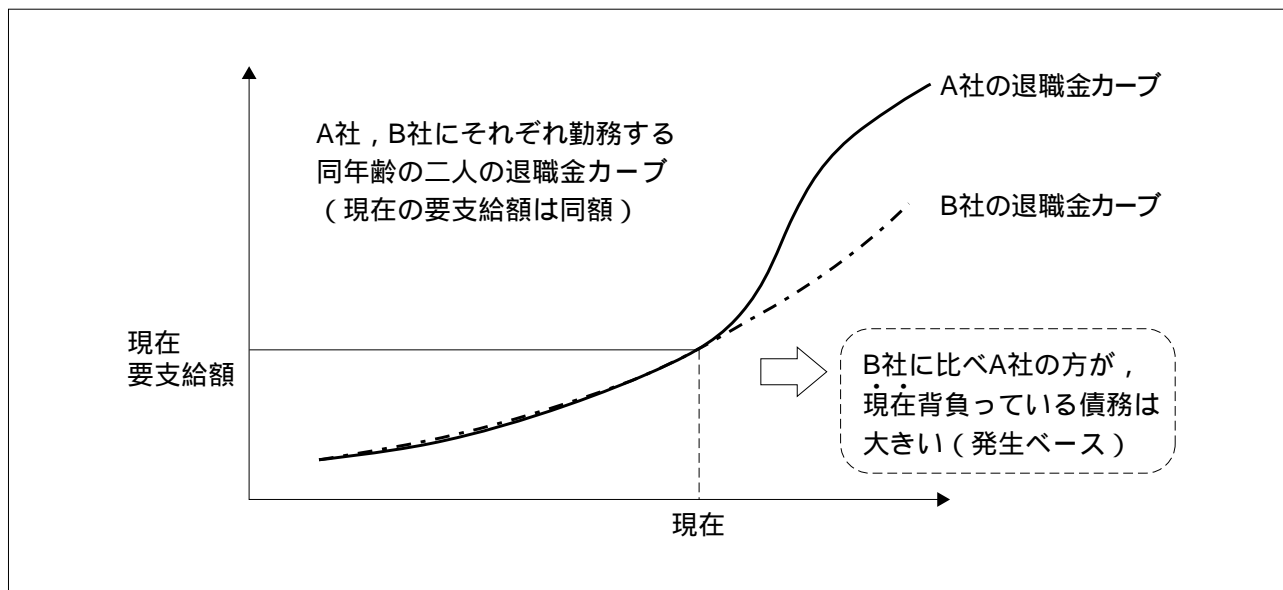


当期に必要な費用を見積もり引き当てる（退職給付費用）

という基本に立ち、毎期毎期継続して処理していくこととなります。退職給付債務の把握には、原則法と簡便法があり、従業員300人以上の企業については原則法の適用が課せられています。簡便法は質問にあった「期末要支給額」を債務とみなして処理する方法などです。一方の原則法は、将来の給付も見込んだ上でそのうち当期いくら発生しているかを見積もって会計処理します。このあたりになるとかなり会計の専門的な内容になりますので、ここでは基本的な考え方を解説するにとどめます。

【図表6】は、ある同年齢の二人が同じ時期にそれぞれ退職金制度の異なるA社、B社に入社したと想定したものです。現実的にはありえないことですが、この二人は同じ賃金で、退職金を計算すると現時点では全く同じ要支給額となりました。簡便法（要支給額）に従って債務を把握すると、会社はそれぞれの社員に対して同額の債務を負っていることになりま

【図表 6 発生ベースの債務とは】



【図表 7 PBOの計算例】

$$PBO = \frac{\text{予想退職時の退職給付見込額}}{\text{「入社時～当期末までの勤続期間」}} \times \frac{\text{「入社時～予想退職時までの期間」}}{\text{「入社時～当期末までの勤続期間」}} \times \text{割引係数}$$

例) 入社 8 年の社員が 2 年後に退職すると想定した場合の PBO 計算  
( 2 年後の退職金見込み 100 万, 割引率 3 % として )

$$PBO = 100 \text{万} \times ( 8 \text{年} / 10 \text{年} ) \times 0.94260^*$$

$$= 75.408 \text{万}$$

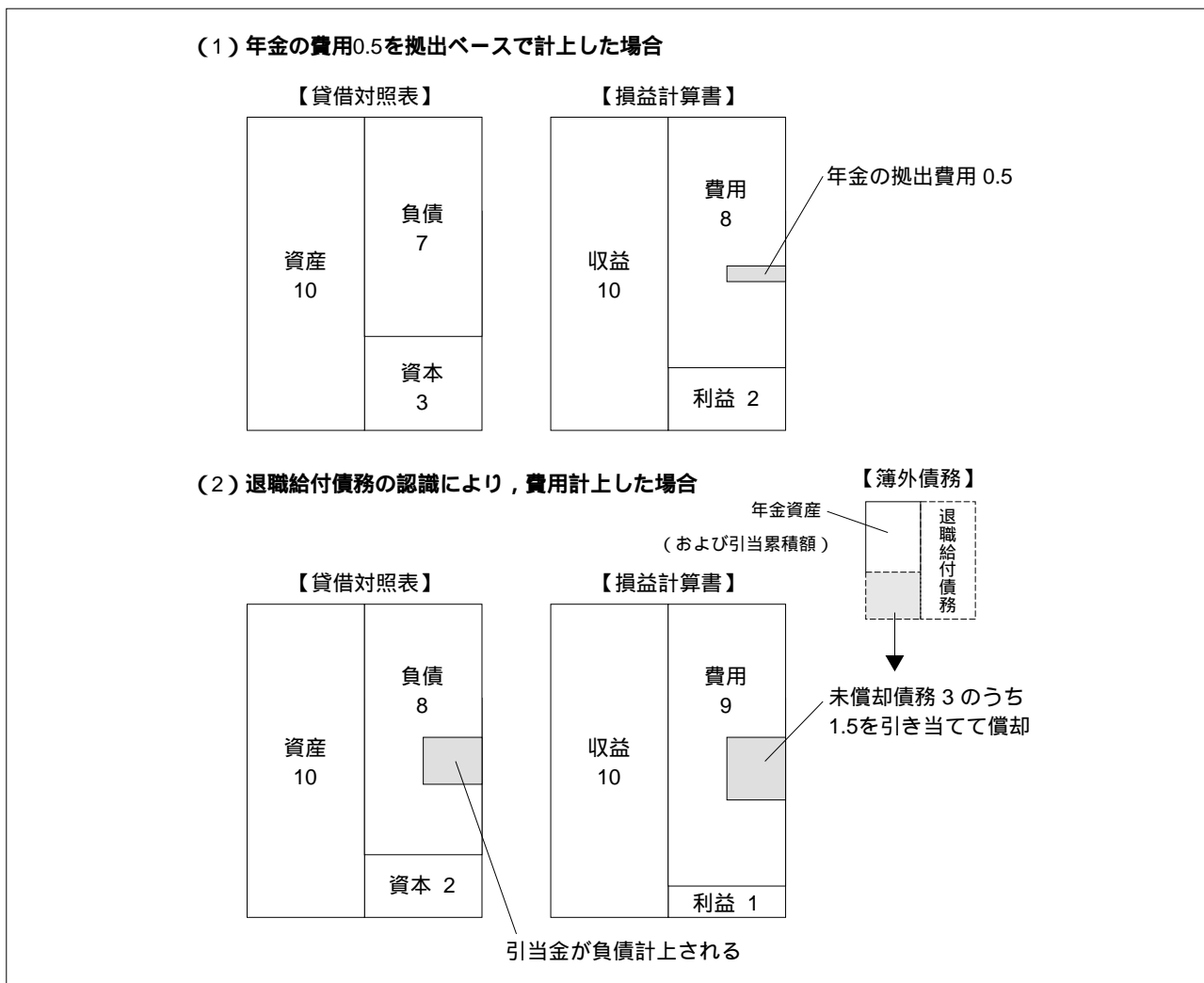
\*0.94260は割引率を 3 %とした場合の 2 年間に相当する割引係数

す。しかし、今後二人が勤務を続けると、やがて退職金に開きが出てくるのは容易に想像できますね。したがって、原則法によれば、会社が負っている債務はA社のほうが大きくなるのです。ここでおそらく「今後の給付水準は違うけれども、現在負っている債務は同じではないか」という疑問が生じるかもしれません。これに対して原則法では、現在の勤続年数に照

らし合わせると将来の給付の一部はすでに発生している、という考え方をとります。具体的には今後発生する給付予定額を現在価値に換算する手法がとられ、そのことを専門家の間ではPBO（ピービーオー）と呼んでいます【図表 7】。ただし、この計算例は 2 年後のみを取り上げ計算していますが、実際には 1 年後も同様の計算をしなければなりません。

以上が退職給付債務の簡単な説明ですが、結論から言うと、一時金であれ年金であれ適正な会計処理をすることによって退職給付債務を認識しなければならず、企業の財務体質という点ではその償却（＝費用化）を進めることが健全化につながるということを覚えておいてください。【図表 8】は退職給付会計が企業会計に与える影響をイメージ化したものです。簿

【図表8 「隠れ債務」の表面化】



外債務を認識し、費用計上した上で会社の決算書の債務に取り込まれていく様子が分かるかと思えます。

退職給付会計は、一連の会計ビッグバンの流れの中で2000年に導入されました。公開企業においては退職給付会計による決算開示をすることが義務付けられています。一方の非公開企業は義務づけはありませんが、自社の正しい財

務状況を知ろうと思えば、やはり退職給付債務を把握する必要があります。特に従業員300人を超える企業には原則法の適用が不可決です。しかし先ほどのPBO計算はかなり複雑で、専用のソフトにてコンピューター計算しなければなりません。もし公認会計士や生命保険会社等に依頼すると、かなりの費用(数十万円)が予想されます。

今回は適格年金の現状分析から退職給付債務にまで発展して、やや難しいテーマに踏み込んできました。最後の退職給付債務の現状分析のポイントは、年金の積立不足だけでなく会社の負っている債務全体をも視野に入れる必要があるとの内容であったことを再度確認してください。

次回は、いよいよ適格年金の移行について述べてまいります。